

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
3月22日
(火曜日)

目次

○告示

指定希少野生動植物種の指定(自然保護課).....一

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示
の一部改正(農林水産政策課).....二

家畜伝染病予防法第五十条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課).....三

萩都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工
事(都市計画課).....三

土砂災害警戒区域の指定の解除(四件)(砂防課).....四

土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....五

土砂災害特別警戒区域の指定の解除(四件)(砂防課).....五

土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....六

○選管告示

政治団体の名称等.....七

政治団体の異動事項.....七

解散等に係る政治団体の名称等.....七

資金管理団体の名称等.....八

資金管理団体の異動事項.....八

山口県告示第六十一号



山口県希少野生動植物種保護条例(平成十七年山口県条例第八号)第五条第一項の規
定により、指定希少野生動植物種を次のとおり指定する。

山口県告示第六十二号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告
示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

イシドジョウ(ドジョウ科)
ギブチョウ(アゲハチョウ科)

表中

山口県知事 村岡 嗣政

越ヶ浜区域 (山口県漁業協同組合の地区のう ち萩市大字椿東越ヶ浜一区、 越ヶ浜二区、越ヶ浜三区、越ヶ 浜四区、越ヶ浜五区及び越ヶ 浜六区の地域)	1 総トン数十トン未満の漁船により、主として 船びき網を使用して営む漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により、主として 底びき網を使用して営む漁業 3 総トン数十トン未満の漁船により、及び2に 掲げる漁業以外の漁業 4 総トン数十トン以上十五トン未満の漁船によ り、主としてはえ縄を使用してふく又はあまた いをとることを目的とする漁業 5 総トン数十五トン以上二十トン未満の漁船に より、主としてはえ縄を使用してふく又はあまた だいをとることを目的とする漁業 6 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船によ り、主としてはえ縄を使用してふく又はあまた だいをとることを目的とする漁業 7 大型定置網漁業及び籠を使用してふく又はあまた だいをとることを目的とする漁業 8 /から7までに掲げる漁業以外の漁業
---	--

越ヶ浜区域 (山口県漁業協同組合の地区のう ち萩市大字椿東越ヶ浜一区、 越ヶ浜二区、越ヶ浜三区、越ヶ 浜四区、越ヶ浜五区及び越ヶ 浜六区の地域)	1 総トン数十トン未満の漁船により、主として 船びき網を使用して営む漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により、主として はえ縄を使用して営む漁業 3 総トン数十トン未満の漁船による/及び2に 掲げる漁業以外の漁業 4 総トン数十トン以上十五トン未満の漁船によ り、主としてはえ縄を使用してふく又はあまた いをとることを目的とする漁業 5 総トン数十五トン以上二十トン未満の漁船に より、主としてはえ縄を使用してふく又はあまた だいをとることを目的とする漁業 6 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船によ り、主としてはえ縄を使用してふく又はあまた だいをとることを目的とする漁業 7 大型定置網漁業及び籠を使用してふく又はあまた だいをとることを目的とする漁業
---	--

を
に改

める。
8 / から7までに掲げる漁業以外の漁業

山口県告示第六十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 牛のヨーネ病検査

(一) 目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- 5 繁殖の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

1 予備的抗体検出法（スクリーニング法）

- 2 1による検査の反応が陽性である場合には、リアルタイムPCR法

(一) 目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため

(二) 区域

山口県全域（萩市見島を除く。）

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体
- 2 月齢又は推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛の死体で死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していたもの（1に掲げるものを除く。）
- 3 月齢又は推定月齢が満九十六月以上で死亡した牛の死体（1及び2に掲げるものを除く。）
- 4 月齢又は推定月齢が満十八月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(四) 期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

- 1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法（エライザ法）
- 2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

三 豚熱検査

(一) 目的

豚熱の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が検査の必要があると認める豚

(四) 期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

酵素免疫測定法（エライザ法）

四 豚のオーエスキー病検査

(一) 目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ラテックス凝集反応法

五 鶏の高病原性鳥インフルエンザ検査

(一) 目的

鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

血清抗体検査(家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及びウイルス分離検査)

六 腐蛆病検査

(一) 目的

腐蛆病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 蜜蜂の全部

2 転飼しようとする蜜蜂

(四) 期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

肉眼検査

山口県告示第六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、萩都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

萩市

二 都市計画事業の種類及び名称

萩都市計画下水道事業萩市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年二月七日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

萩市大字土原、大字唐樋町、大字江向、大字呉服町一丁目、大字呉服町二丁目、大字南古萩町、大字南片河町、大字堀内、大字東浜崎町、大字浜崎町、大字今魚店町、大字河添、大字平安古町、大字山田、大字浜崎新町、大字樽屋町、大字北片河町、大字春若町、大字古魚店町、大字細工町、大字油屋町、大字塩屋町、大字恵美須町、大字瓦町、大字北古萩町、大字熊谷町、大字今古萩町、大字古萩町、大字米屋町、大字津守町、大字西田町、大字下五間町、大字吉田町、大字東田町、大字御許町、大字橋本町、大字川島、大字椿東、大字上五間町及び大字椿

山口県告示第六十五号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項の規定による公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 公共下水道の名称

周防大島町特定環境保全公共下水道

二 工事の内容及び区域又は区間

内容	区域又は区間
幹線管渠	大島郡周防大島町大字西三浦字高尾二三八五の一地先から同郡同町大字小松字中道一〇九三二の一地先まで

三 工事の完了の日

令和四年三月二十二日

山口県告示第六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百五十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
豊浦町川棚(一)45)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成三十年山口県告示第二百二十二号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
豊田町西長野(一)2)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
椋木町(一)1)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
虹ヶ丘(一)1)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課

に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
豊浦町川棚(一)45、豊田町西長野(一)2、椋木町(一)1
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
虹ヶ丘(一)1
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百五十一号)により指定された区域についての指定を次

のとおり解除する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
豊浦町川棚(一)45
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成三十年山口県告示第三百三十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
豊田町西長野(一)2
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百六十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
 椋木町(一)
 - 二 解除に係る区域の範囲
 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百二十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
 虹ヶ丘(一)
 - 二 解除に係る区域の範囲
 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
 豊浦町川棚(一)(45)、豊田町西長野(一)(2)、椋木町(一)(1)
 - 二 区域の範囲
 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
 虹ヶ丘(一)
 - 二 区域の範囲
 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。)



山口県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年三月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
おにき純一後援会	鬼城 純一	中尾美登枝	萩市大字上原258の2		令和4、 2、14
ささむら直也後援会	笹村 直也	笹村 泰三	〃 大字津守町5		〃 〃 10
西村生則後援会	西村 生則	西村 生則	〃 大字紫福2949		〃 〃 18
林さぶろう後援会	林 三郎	林 三郎	山口市黒川630		〃 〃 15
山口四つ葉会	大原 敬典	原田 滝一	周南市入船町 / 番8号		〃 〃 2
山本こうじ後援会	山本 浩二	松田よしみ	山口市阿知須650の3		〃 〃 1
吉富久悦後援会	吉富 久悦	濱村 義則	〃 小郡下郷869の2		〃 〃 7

山口県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和四年三月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			新	旧	
自由民主党山口県ときわ会支部	今津 時宏	代表者	今津 時宏	前田 修二	令和4、 2、7
自由民主党理容支部	吉永 和義	事務所	山口市小郡長谷 / 丁目5番32号	山口市小郡下郷2914の1	〃 〃 19
日本共産党山口県中部地区委員会	河合 喜代	代表者	河合 喜代	五島 博	令和3、 1、1
青谷和彦後援会	谷本 吉雄	会計責任者	青谷 裕一	青谷 美香	〃 〃 6、18
岡たかこ後援会	大嶋 直隆	事務所	萩市大字椿東3022の8	萩市大字吉田町64の2	令和4、 2、14
幸福実現党下関後援会	伊藤 愛里	代表者 会計責任者	伊藤 愛里 〃	長富 悦子 〃	〃 〃 1、1
神鋼労組長府支部政治活動委員会	吉田 和久	〃	西村 徳浩	伊藤 由昭	〃 〃 2、14
政経フォーラム萩	田中 丈夫	〃	三好 一敏	伊藤 吉広	令和3、 3、27
田中敏雄後援会	中野 克美	〃	中村 重人	田中 博文	〃 〃 7、30
山口県鍼灸政治連盟	河野 素道	代表者 事務所	河野 素道 光市町ケ丘1 / 丁目1番4号	平瀬 則浩 岩国市錦見5丁目 / 6番6-1号	〃 〃 5、23
山口県ビルメンテナス政治連盟	松山 邦彦	〃	山口市小郡大正町11番10号	山口市小郡下郷329の14	令和4、 2、19
山口県理容政治連盟	吉永 和義	〃	〃 小郡長谷 / 丁目5番32号	〃 〃 2914の1	〃 〃 〃
山近和浩後援会	山近 和浩	会計責任者	山近 則子	高島 修	〃 〃 20

山口県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年三月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
河崎平男後援会	田中隆太郎	田中隆太郎	山陽小野田市大字植生1200の1	令和3年12月31日
田中敏雄後援会	中野 克美	中村 重人	阿武郡阿武町大字宇生賀270	〃
西村生則後援会	西村 生則	西村 生則	萩市大字崇福2949	平成31年3月1日
山本久江後援会	林 邦利	山本 哲夫	防府市大字台道355の89	令和3年12月24日

山口県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年三月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備付年月日
		名称	管理団体			
鬼城 純一	萩市議会議員	おにき純一後援会	萩市大字土原258の2	鬼城 純一	令和4年2月13日	
笹村 直也	山口県議会議員	ささむら直也後援会	萩市大字津守町5	笹村 直也	〃	
山本 浩二	山口市議会議員	山本こうじ後援会	山口市阿知須650の3	山本 浩二	〃	
吉富 久悦	山口市議会議員	吉富久悦後援会	山口市小郡下郷869の2	吉富 久悦	〃	

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和四年三月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備考（異年月日）
			異動新	異動旧	
曾田 聡	曾田さとし後援会	事務所	山口市小郡平成町3番27号	山口市小郡大江町5番99号	令和4年1月11日